

東京都渋谷区立公園条例(昭和25年東京都渋谷区条例第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、区立の都市公園(以下「公園」という。)の設置及び管理について必要な事項を定め、区民の福祉の増進と生活文化の向上に資することを目的とする。

(公園の設置等)

第2条 区長は、公園を設置するときは、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を告示する。

2 区長は、公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は公園を廃止するときは、当該公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を告示する。

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるとおりとする。

(追加…25年20号)

(住民1人当たりの公園の敷地面積の標準)

第4条 区内の公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(追加…25年20号)

(公園の配置及び規模の基準)

第5条 公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(本条追加…25年20号)

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として区民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合は、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第6条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

(追加…25年20号)

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第7条 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(本条追加…25年20号)

- 2 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 4 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 5 令第6条第6項に規定する場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第6項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。

(追加…30年29号)

(運動施設の敷地面積の基準)

第8条 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(追加…30年19号、1条繰下…元年43号)

(公園の開園時間等)

第9条 公園の開園時間及び休園日は、区規則で定める。

(追加…元年43号)

(教育委員会が所管する公園施設の特例)

第10条 教育委員会が所管する公園施設の管理について必要な事項は、別に定める。

(本条5条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

2 前項の公園施設は、渋谷区代々木大山公園運動場及び渋谷区代々木西原公園庭球場とする。

(一部改正…18年20号・22年23号)

(行為の制限)

第11条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

(本条5条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 物品の販売その他の営業行為をすること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 演説又は宣伝活動をすること。

(6) 集会、展示会、競技会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他区長の指示する事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を区長に提出して、その許可を受けなければならない。

4 区長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 区長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付けることができる。

(許可の特例)

第12条 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(一部改正・5条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)

(行為の禁止)

第13条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第11条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(一部改正…25年20号・元年43号)

(本条5条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土砂の採取その他土地の形質を変更すること。
- (4) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 区長が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 区長が指定した場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 池で遊泳又は舟遊びをすること。
- (9) たき火をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第14条 区長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(5条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)

(区以外の者の公園施設の設置等に係る許可申請書の記載事項)

第15条 法第5条第1項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

(本条追加…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

(1) 公園施設の設置の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。)

- イ 公園施設の種類及び数量
 - ウ 公園施設の設置目的
 - エ 公園施設の設置期間
 - オ 公園施設の設置場所
 - カ 公園施設の構造及び規模
 - キ その他区長が指示する事項
- (2) 公園施設の管理の許可申請書
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 公園施設の所在、種類及び数量
 - ウ 公園施設の管理目的
 - エ 公園施設の管理期間
 - オ その他区長が指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更する許可申請書
- ア 申請者の住所、氏名及び職業
 - イ 変更する事項
 - ウ 変更する理由
 - エ その他区長が指示する事項
- (土地又は公園施設の使用料)

第16条 法第5条第1項の許可を受けた者からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第1に定める使用料を徴収する。

(本条追加…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

2 前項の使用料の徴収方法は、区規則の定めるところによる。

(公園施設の設置又は管理の休止)

第17条 法第5条第1項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

(追加…25年20号、2条繰下…元年43号)

(占用の許可申請書の記載事項)

第18条 法第6条第2項の条例で定める許可申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

(本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 工作物その他占用物件の種類及び数量
- (3) 占用物件の管理の方法
- (4) 工事実施の方法
- (5) 工事の着手及び完了の時期
- (6) 公園の復旧方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が指示する事項

(軽易な変更事項)

第19条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

(本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用の目的に付随して行うもの

(占用料)

第20条 法第6条第1項若しくは第3項又は第11条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「占用者」という。)からは、別表第2に定める占用料を徴収する。

(一部改正…25年20号・元年43号)

(本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

2 前項の占用料の徴収方法は、区規則の定めるところによる。

(監督処分)

第21条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

(本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公園管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(物件を保管した場合の公示事項)

第22条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(本条追加…17年25号、本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日時
- (3) 当該物件の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した物件を返還するために必要と認められる事項

(物件を保管した場合の公示の方法)

第23条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(本条追加…17年25号、本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 前条各号に掲げる事項を、物件の保管を始めた日から起算して14日間、渋谷区役所庁舎前の掲示場に掲示すること。
- (2) 前号の規定による掲示に係る物件のうち特に貴重と認められる物件については、同号に規定する掲示の期間が満了しても、なお当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者(第16条において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を渋谷区公報に登載すること。

2 区長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させるものとする。

(物件の価額の評価の方法)

第24条 法第27条第6項の規定による物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該物件の使用年数、損耗の程度その他当該物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、区長は、必要があると認めるときは、物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(追加…17年25号、8条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)

(保管した物件を売却する場合の手続)

第25条 法第27条第6項の規定による保管した物件の売却は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める契約の手続により行うものとする。

(追加…17年25号、8条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)

(物件を返還する場合の手続)

第26条 区長は、保管した物件(法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。)を当該物件の所有者等(法第27条第6項の規定による売却の時に所有者等であった者を含む。以下この条において同じ。)に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該物件の返還を受けるべき物件の所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

(追加…17年25号、8条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)

(届出)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為をした者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(本条5条繰下…17年25号、本条8条繰下…25年20号、本条2条繰下…元年43号)

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は公園の占用に関する工事を完了したとき。
(一部改正…25年20号)
- (2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占用を廃止したとき。
(一部改正…25年20号)
- (3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(追加…17年25号)

- (5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(一部改正・1号繰下…17年25号)

- (6) 第21条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(一部改正・1号繰下…17年25号、一部改正…25年20号・元年43号)

(権利の譲渡禁止等)

- 第28条 法第5条第1項の許可を受けた者又は占有者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することはできない。
(5条繰下…17年25号、一部改正・8条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)
(使用料及び占用料の不還付)
- 第29条 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で区長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(本条追加…25年20号、本条2条繰下…元年43号)
- (1) 法第5条第1項の許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって土地又は公園施設の使用ができなくなったとき。
 - (2) 法第5条第1項の許可を受けた者が使用開始前に当該使用の取りやめを申し出たとき。
 - (3) 占有者の責に帰することのできない理由によって公園の占有ができなくなったとき。
 - (4) 占有者が占有開始前に当該占有の取りやめを申し出たとき。
- (使用料及び占用料の減免)
- 第30条 区長は、他に定めのあるとき又は相当の理由があると認めるときは、区規則で定めるところにより、使用料及び占用料の全部又は一部を免除することができる。
(5条繰下…17年25号、一部改正・8条繰下…25年20号、2条繰下…元年43号)
(公園予定区域又は予定公園施設への準用)
- 第31条 第11条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。
(一部改正・5条繰下…17年25号、一部改正・8条繰下…25年20号、一部改正・2条繰下…元年43号)
(運動施設の開場時間等)
- 第32条 渋谷区立宮下公園の運動施設(以下「運動施設」という。)の開場時間及び休場日は、区規則で定める。
(本条追加…元年43号)
- 2 前項の運動施設は、多目的運動施設、ボルダリングウォール及びスケート場をいう。
(運動施設の使用の手続)
- 第33条 運動施設を使用しようとするものは、区長の承認を受けなければならない。
(本条追加…元年43号)
- 2 運動施設のうち、多目的運動施設を使用しようとするものは、事前に団体登録をしなければならない。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
(運動施設の使用の不承認)
- 第34条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、運動施設の使用を承認しない。
(本条追加…元年43号)
- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 運動施設の施設又は設備に損害を与えるおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
- (施設使用料)
- 第35条 運動施設の使用料(以下「施設使用料」という。)は、別表第3から別表第5までに定めるとおりとする。
(本条追加…元年43号)
- 2 運動施設の使用の承認を受けたもの(以下「施設使用者」という。)は、施設使用料を前納しなければならない。
(施設使用料の不還付)
- 第36条 既納の施設使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
(追加…元年43号)
(施設使用料の免除)
- 第37条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設使用料を免除することができる。
(本条追加…元年43号)
- (1) 区が使用するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。
- (施設使用权の譲渡等の禁止)
- 第38条 施設使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することはできない。
(追加…元年43号)
(施設使用承認の取消し等)
- 第39条 運動施設の使用承認に係る監督処分については、第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「許可」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。
(追加…元年43号)
(指定管理者による管理)

第40条 公園の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(本条追加…元年26号、本条10条繰下…元年43号)

2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 公園の維持及び修繕に関すること(区長が指定する修繕を除く。)

(2) 第11条第1項及び第3項の許可に関すること。

(一部改正…元年43号)

(3) 公園施設の使用の手続に関すること。

(追加…元年43号)

(4) 土地又は公園施設の利用料金の収受に関すること。

(1号繰下…元年43号)

(5) 土地又は公園施設の利用料金の還付及び減免に関すること。

(1号繰下…元年43号)

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(1号繰下…元年43号)

3 第1項の規定により前項各号に掲げる業務を指定管理者に行わせる場合にあっては、第11条、第20条、第29条、第30条及び第33条から第37条までの規定並びに別表第2から別表第5までの規定の適用については、第11条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第20条の見出し中「占用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「占用料を徴収する」とあるのは「額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を徴収し、指定管理者の収入とする」と、同条第2項中「占用料」とあるのは「利用料金」と、第29条(見出しを含む。)中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、「区長」とあるのは「指定管理者」と、第30条の見出し中「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料及び占用料」とあるのは「利用料金」と、第33条第1項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項ただし書中「区長が特に必要と認めた場合は」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めた場合であつて、区長の承認を得たときは」と、第34条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第35条の見出し中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、同条第1項中「使用料(以下「施設使用料」という。)」とあるのは「利用料金(以下「施設利用料金」という。)」と、「とおりとする」とあるのは「額の範囲内で、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を徴収し、指定管理者の収入とする」と、同条第2項中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、第36条の見出し及び同条中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第37条の見出し中「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、同条各号列記以外の部分中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「施設使用料」とあるのは「施設利用料金」と、別表第2備考1中「占用料」とあるのは「利用料金」と、別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表備考中「使用料は、本表使用料」とあるのは「利用料金は、本表利用料金」と、別表第4中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同表備考4中「使用料は、本表使用料」とあるのは「利用料金は、本表利用料金」と、同表備考5中「の使用料」とあるのは「の利用料金」と、「本表使用料」とあるのは「本表利用料金」と、別表第5中「照明設備使用料」とあるのは「照明設備利用料金」と読み替えるものとする。

(一部改正…元年43号)

(過料)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(一部改正…17年25号)

(本条5条繰下…17年25号、本条8条繰下…25年20号、本条1条繰下…元年26号、本条10条繰下…元年43号)

(1) 第11条第1項又は第3項(第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第11条第1項各号に掲げる行為をした者

(一部改正…25年20号・元年43号)

(2) 第13条(第31条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第13条各号に掲げる行為をした者

(一部改正…25年20号・元年43号)

(3) 第21条第1項又は第2項(第31条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による区長の命令に違反した者

(一部改正…25年20号・元年43号)

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

(5条繰下…17年25号、8条繰下…25年20号、1条繰下…元年26号、10条繰下…元年43号)

附 則

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

2 東京都渋谷区立児童遊園地条例(昭和26年東京都渋谷区条例第3号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

3 改正前の東京都渋谷区立公園条例(以下「改正前の条例」という。)に基づく東京都渋谷区立公園及び旧条例に基づく東京都渋谷区立児童遊園地は、改正後の渋谷区立都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)に基づく

渋谷区立都市公園となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行前に改正前の条例又は旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

5 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに改正前の条例又は旧条例の規定により施行日以後の使用料を徴収している場合は、当該使用料は、改正後の条例の規定により徴収した占用料とみなす。

附 則(平成10年条例第23号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成13年条例第36号)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成16年条例第18号)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第20号)

この条例は、区規則で定める日から施行する。

(18年規則69号 18. 6. 17施行)

附 則(平成19年条例第16号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成22年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

(渋谷区スポーツ施設条例の一部改正)

3 渋谷区スポーツ施設条例(平成8年渋谷区条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年条例第16号)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年条例第20号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第19号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1に備考を加える改正規定及び別表第2備考1の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第14号)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第16号)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき使用料及び占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、区規則で定める日から施行する。

(2年規則48号 2. 7. 28施行)

(渋谷区宮下公園運動施設管理条例の廃止)

2 渋谷区宮下公園運動施設管理条例(平成22年渋谷区条例第21号)は、廃止する。

(準備行為)

3 渋谷区立宮下公園の使用に関して必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則(令和4年条例第5号)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき使用料及び占用料については、なお従前の例による。

別表第1(第16条関係)

(追加…25年20号、一部改正…26年19号・29年14号・31年16号・4年5号)

種別	単位	金額
土地	1平方メートル 1月	3,330円

備考

1 使用の期間が1月未満であるとき、又は使用の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

2 面積が1平方メートル未満であるとき、又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。

別表第2(第20条関係)

(一部改正…10年23号・13年36号・16年18号・19年16号・22年23号・23年16号、一部改正・1表繰下…25年20号、一部改正…26年19号・29年14号・31年16号・4年5号)

種別	単位	金額	
電柱その他の柱類	1本 1月	4,152円	
標識	1本 1月	2,424円	
水道管、下水道管、ガス管	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 372円	
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 984円	
	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月 2,016円	
電線	架空線	1メートル 1月 324円	
	地下電線	外径40センチメートル未満のもの	1メートル 1月 372円
		外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートル 1月 984円
	外径1メートル以上のもの	1メートル 1月 2,016円	
変圧塔、マンホールの種類	1箇所 1月	3,384円	
公衆電話所	1箇所 1月	3,048円	
地下の占用物件	1平方メートル 1月	地上露出部分 1,404円 地下部分 984円	
高架の占用物件	1平方メートル 1月	1,056円	
集会、展示会等	1平方メートル 1日	111円	
営業用の臨時的な撮影	1時間	4万2,000円	
その他の占用	1平方メートル 1日	111円	

備考

1 占用料の額が月額で定められているもので、占用の期間が1月未満であるとき、又は占用の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

2 面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又は面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

3 時間が1時間未満であるとき、又は時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

別表第3(第35条関係)

(追加…元年43号)

施設の種別	使用区分	使用時間	使用料
多目的運動施設	午前一部	午前9時から午前10時まで	6,500円
	午前2部	午前10時から午前11時まで	6,500円
	午前3部	午前11時から正午まで	6,500円

午後一部	正午から午後1時まで	8,500円
午後2部	午後1時から午後2時まで	8,500円
午後3部	午後2時から午後3時まで	8,500円
午後4部	午後3時から午後4時まで	8,500円
午後5部	午後4時から午後5時まで	8,500円
午後6部	午後5時から午後6時まで	8,500円
夜間一部	午後6時から午後7時まで	10,000円
夜間2部	午後7時から午後8時まで	10,000円
夜間3部	午後8時から午後9時まで	10,000円
夜間4部	午後9時から午後10時まで	10,000円

備考 区内に住所を有する者、区内の事業所若しくは事務所に勤務する者又は区内の学校に在学する者(以下これらの者を「区民」という。)以外の者を主な構成員とする団体が使用する場合は、本表使用料の倍額とする。

別表第4(第35条関係)

(追加…元年43号)

施設の種別	使用時間	使用単位	使用料	
			一般	小中学生
ボルダリングウォールスケート場	午前9時から午後10時まで	2時間	500円	250円

備考

- 1 スケート場とは、スケートボード、ローラースケート等を行うことができる屋外の施設をいう。
- 2 学齢に達しない者は、無料とする。
- 3 一般とは、学齢に達しない者及び小中学校の児童生徒以外の者をいう。
- 4 区民以外の者が使用する場合は、本表使用料の倍額とする。
- 5 使用単位を超えて使用する場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、区民にあっては本表使用料の2分の1相当額とし、区民以外の者にあっては本表使用料の相当額とする。

別表第5(第35条関係)

(追加…元年43号)

施設の種別	使用単位	照明設備使用料	備考
多目的運動施設	30分	300円	30分未満の時間は、30分とする。